

大分県報

平成二十八年
第二七四三号
一月八日

（金曜日）

目次

告示

道路区域の変更……………一
 道路の供用開始……………一
 都市計画図書の縦覧……………一

○告示

大分県告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。
 その関係図面は、平成二十八年一月八日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
 平成二十八年一月八日

大分県知事 広瀬 貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
県道竹田五ヶ瀬線	竹田市大字門田字泉水一九六番一五から	前	メートル 二九・二 〽一二・一	メートル 一六七・〇
	竹田市大字門田字篠尾二四六番八地先まで	後	三七・四 〽一二・一	一六七・〇

平成二十八年一月八日

大分県報（告示・公告）

一

県道神原玉来線

区間	前後別	敷地の幅員	延長
竹田市大字門田字泉水二一一番四から 竹田市大字門田字泉水一九六番八まで	前	八・九 〽七・九	五七・〇
竹田市大字門田字泉水二一一番八から 竹田市大字門田字泉水一九六番一七まで	後	一六・六 〽一一・一	五七・〇

大分県告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。
 その関係図面は、平成二十八年一月八日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
 平成二十八年一月八日

大分県知事 広瀬 貞

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
県道竹田五ヶ瀬線	竹田市大字門田字泉水一九七番八から 竹田市大字門田字篠尾二二三番八まで	平二八・一・八
県道神原玉来線	竹田市大字門田字泉水二一一番八から 竹田市大字門田字泉水一九六番一七まで	

○公告

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。
 平成二十八年一月八日

平成二十八年一月八日

大分県知事 広瀬 勝貞

一 都市計画の種類

白杵都市計画準防火地域（白杵市決定）

二 縦覧場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市計画課

大分県報（公告）